



# まちのお知らせ



## へようこそ!



◆◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ばすてるからのお知らせです。◆◆◆

親子教室「ピヨピヨクラブ (0歳児)」会員募集!  
親子で手遊びや体操、製作あそびを楽しむ教室です。  
お子さんや保護者の交流の場として、たくさんのお友だちをつくり、一緒に子育てを楽しみましょう!



▲ピヨピヨクラブふたば (0歳児) クラス

### ◎ピヨピヨクラブ

**対象児** 0歳児 (令和5年12月1日~令和6年4月2日生まれの子)

**開催日** 火曜日 (月1回程度)

**時間** 午前10時30分~11時15分

**定員** 10組

希望される人は8月30日 (金) までに「子育てはうす ばすてる」に申込書を提出してください。※電話受付不可。

### ◎親子で遊ぶワークショップ

糸のこぎりを使って木の時計を作ろう!

**対象者** 小学校3年生~6年生の子どもとその親 (大人)

**日時** 8月25日 (日)

午前の部: 午前10時15分~11時45分

午後の部: 午後1時30分~3時

**定員** 各8組 (1組: 子ども1人、大人1人)

**費用** 300円 / 1キット

※町外の20歳以上は別途入館料100円



▲木の時計 (例:ねこ)

### ◎夏のばすてるへ虫とりに行こう (折り紙)

折り紙でカブトムシなどを折ってうちわに貼ろう! 虫とりをしよう!

**対象者** 2歳~小学校6年生の子どもとその親 (大人)

**日時** 8月25日 (日)

午前の部: 午前10時15分~11時45分

午後の部: 午後1時30分~3時

**定員** 各子ども20人 (ただし大人同伴)

**費用** 100円 / 子ども1人

※町外の20歳以上は別途入館料100円

◎**申込方法** 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうす ばすてる」まで申込む。(電話可)

◎**申込期限** 8月18日 (日) ※定員になり次第、締切。

◎**8月のスケジュール (予定)** ※スケジュール内容は、変更する場合があります。また、詳しい内容は、ばすてるへおたずねください。

夏休みお楽しみクッキング...9日 (金)

**休館日** 7日 (水)、19日 (月)、21日 (水)、28日 (水)

親子で遊ぶワークショップ...25日 (日)

夏のばすてるへ虫とりに行こう...25日 (日)

誕生会...26日 (月)

**申込・問合せ先** 子育てはうす ばすてる ☎ 34-1010

## おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

### 第5回ファミサポ交流会を開催しました♪

6月1日に総合町民センターにて交流会を行い、22人が参加しました。

このファミサポ交流会は、ファミサポについて広く皆さんに知ってもらうために行っているもので、会員さんだけでなくどなたでも参加できます。

今回は丸い芯で作ったロケットを飛ばして遊んだり、大型絵本の「おべんとうばこのうた」や「ほんたのじどうはんばいき」を上手に聴きました。みんなでお弁当になったり、手づくりの自動販売機を使って楽しく遊びました。

提供会員さんにも一緒にお手伝いしていただき、



▲みんなでお弁当になりました♪



▲ロケットを飛ばそう!

利用会員さんやお子さんとの交流が深まり、安心してファミサポを利用してもらえるよう今後も行っていきます。

今回は、8月頃に第6回交流会を予定しています。皆さんの参加をお待ちしています。

**問合せ先** おおのファミリー・サポート・センター (子育てはうす ばすてる内) ☎ 34-1010

## 大野町小中学校の あり方コーナー

Vol.2

町では、子ども達にとって望ましく、将来に渡り持続可能な教育環境を構築するため、望ましい小中学校のあり方について令和3年度より検討を進めてきました。このコーナーでは、検討している内容や経過などについて、お知らせします。

### 答申「大野町小中学校の望ましい学校のあり方について」でなされた3つの提言

令和6年3月21日に大野町小中学校のあり方外部検討委員会より出された答申では3つの提言をいただきましたが、その意図するところは、次のようなものです。

**<提言Ⅰ>** 「大野町の将来を展望した望ましい学校教育環境のあり方」を考えるにあたって、今一度、子どもたちにどのような力を身に付けさせる必要があるのかを学校のみならず、保護者、地域の方々々と熟議し共有すること

- ・学校は、子ども達や教職員、保護者、地域の人々から構成されるひとつの社会である。
- ・子ども達の5年後、10年後、20年後の姿を学校、保護者、地域の方々々が共有し合い、同じ景色を描きつつ、全ての大人たちが「教育の当事者」としての自覚の中で働きかけていくことが重要である。

**<提言Ⅱ>** 長期的な視点では、現在の大野町立小中学校の学校再編（統廃合）を積極的に進める必要がある

- ・子ども達が、集団の中で仲間と学び合うことで、思考力、判断力、表現力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身に付けることは、教育上極めて重要である。
- ・そのような教育を十分に行うためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等について、バランスのとれた教職員配置がされていることが望ましい。

**<提言Ⅲ>** これまでの学校と地域の良い関係性を踏まえつつ、それぞれがより広い視野でその関係性を見つめ直すこと

- ・地域の方々々が積極的に学校の教育、子ども達の健やかな育ちに貢献してくださっている事実が多くあり、学校も「身近な地域」等を学ぶ授業を積極的に組み込んでいる。
- ・学校再編（統廃合）により、その地域に学校がなくなったときに現在の有益な学びをどのようにつなげ、活かしていくのかは重要な課題である。
- ・各地域（町民）においても、地域という枠組みを決して変えてはいけないものとして考えるのではなく、より柔軟に地域そのものの枠組みを捉え直してみる必要がある。

提言Ⅱにおいて、小中学校の学校再編（統廃合）を積極的に進める必要があるとの提言をいただきましたので、今後、答申書の内容を反映させ、保護者や地域の方々のご意見もお聞きしながら、小中学校の再編（統廃合）に向けて基本方針・基本計画を策定していきます。

答申の全文や外部検討委員会の  
資料・議事録は町のホームページへ ⇒



皆様のご意見  
をお寄せください。⇒



問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378



# まちのお知らせ



## 児童手当制度大幅改正のお知らせ

～高校3年生まで支給対象児童の拡大、所得制限が撤廃になります～

現行の児童手当は、中学3年生までの児童の保護者を対象に所得制限以内の人に支給する制度になっていますが、制度改正により令和6年10月分から、18歳（高校3年生の3月分）まで支給対象者を広げ、所得制限が撤廃されることとなりました。

	現在	改正後
3歳未満	1万5,000円	▶ 1万5,000円
3歳～小学生	1万円 (第3子以降1万5,000円)	▶ 1万円
中学生	1万円	▶ 1万円
高校生	支給対象外	▶ 1万円
所得制限	あり	▶ なし
第3子以降のカウント対象	18歳年度末までの児童	▶ 22歳年度末までの児童
支給月	3回(2月、6月、10月)	▶ 6回(偶数月)

第3子以降  
3万円

次の人は認定請求書等の提出が必要です！ ※提出しなければ支給対象となりません

①高校生が末子の人	高校3年生までの児童が支給対象となります。 詳細は8月上旬に案内予定です。
②3人以上の児童がいる人	18歳から22歳までの子も第3子以降のカウント対象に追加となります。 (ただし、親等の経済負担がある場合のみ) 詳細は8月上旬に案内予定です。
例	
年齢	20歳    17歳    11歳
カウント	第1子    第2子    第3子
支給額	0円      1万円    3万円
③児童手当を所得制限により受給していない人	所得制限が撤廃されますので児童手当の支給対象となります。 ○申請の際は次の書類等を持参してください。 ・申請者、配偶者、児童の個人番号(マイナンバー)のわかるもの ・申請者の金融機関の預金通帳等(申請者名義のものに限ります) ・申請者の保険証

◎申請期限 9月30日(月)(土日祝日を除く) 期限までに申請ができない場合は相談してください。

◎改正後の初回支給日 12月10日(火)

※公務員の方は勤務先に問合せてください。

問合せ先 子育て支援課 ☎ 35-5370

## 青少年育成推進員紹介

町では、青少年育成推進員を委嘱し、青少年健全育成運動の普及徹底と地域の実態に即した実践活動を推進していただいています。任期は令和8年3月31日までです。

(敬称略)

地区	氏名	地区	氏名
1区	西部 信一	3区	河野 正文
	國枝真由美	4区	岩崎 正人
2区	高橋 詩朗	5区	下野 了爾
	永井 啓介	6区	宮嶋三枝子

## スポーツ推進委員紹介

町では、スポーツ基本法の規定に基づいてスポーツ推進委員を委嘱し、ノルディック・ウォーキングなどスポーツの実技指導や支援活動を行い、地域のスポーツ推進に努めていただいています。任期は令和8年3月31日までです。(敬称略)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1区	白木 慎治	2区	和田 尚幸	4区	平田 浩二
	増田 健司		堀内 克英		高橋 利行
	小森美智子	3区	高橋 尚文	5区	藤原 康美
	堀 里加子		井上 保子		清水 俊明
			河野 隆之	6区	栗野 邦子
					河村 弘美

## 建築物等耐震化促進事業

地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、次のとおり建築物等耐震化促進事業を実施します。

### 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断を無料で実施します。

#### ◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅

#### ◎対象者

対象となる住宅の所有者

#### ◎受付期限

11月下旬頃（予定件数になり次第終了）

### 木造住宅の耐震改修工事

木造住宅の耐震改修工事に対して補助を実施します。

#### ◎対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅

#### ◎対象者

対象となる住宅の所有者

#### ◎補助金額

（工事費120万円以下の場合）

工事費の10分の9

（工事費120万円を超える場合）

工事費の10分の4+60万円

※1件あたり上限110万円（工事内容によって異なります）

#### ◎受付期限

予定件数になり次第終了（年度内に補助金の支払いまで完了するものに限る）

### 危険なブロック塀の除却

ブロック塀の除却に対して補助を実施します。

#### ◎対象となるもの

町道沿いに存する危険なブロック塀（町職員が現地調査します）

#### ◎対象者

対象となるブロック塀の所有者

#### ◎補助金額

工事費の3分の2 ※1件あたり上限20万円（工事内容によって異なります）

#### ◎受付期間

11月下旬頃（予定件数になり次第終了）

※申込受付は先着順です。

※詳細は、町ホームページをご覧ください。次まで問合せください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376

## 町営住宅入居者募集中

礼金・共益費なし！ 静かな環境で全室日当たり良好！ 商業施設も近くて便利！

団地名	中之元北団地（特定公共賃貸住宅）2～4階部分		
募集戸数	若干数 3DK		
住宅使用料 （賃貸条件等）	使用料	3DK 52,000円/月（駐車場1台、2㎡の物置を含む）	
	敷金	家賃の3カ月分	
	その他	インターネット回線、広場、物置、集会場、自転車置場、ゴミ集積場、エレベーター有り	
入居資格 （全てに該当すること）	・ 昨年の1カ月の世帯全員の所得金額（※）が158,000円以上487,000円以下の 人（所得の上昇が見込まれる人を含む）		
	・ 現に自ら居住するための住宅を必要としていること		
	・ 現に同居し、または同居しようとする親族があること		
	・ 現に町税およびこれに準ずる納付金を滞納していないこと		
	・ その者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと		

※ 1カ月の所得とは（年間所得金額－控除額の合計）÷12カ月

◇駐車場は、1戸につき1台です。

◇応募戸数が募集戸数を超えた場合は、抽選により入居者を決定します。

◇ゴミ当番、管理人、地元とのお付き合い等があります。

※詳しい内容は町ホームページをご覧ください。

申込・問合せ先 建設課 ☎ 35-5376





## 農業委員会からのお知らせ

### 水路周辺の除草について

#### 水路に刈草を流さないでください

水路に刈草などを捨てると、水が汚れるだけでなく流れた刈草が水路をふさぎ、水が流れなくなり下流の農家の水利用に支障を来すことがあります。また、大雨の時などは水があふれるリスクが高くなり、周囲に被害が生じる可能性があります。

水路周辺の除草作業を行うときは、刈草が水路に落ちないように注意してください。

#### 『刈草』をできるだけ水路に流さないためのポイント

- ①草刈りの際は、刃先を用水側から農地に向けて動かすようにしましょう。
- ②用水路際に刈草を置かないように心がけましょう。
- ③刈草をたい肥等にリサイクルしましょう。
- ④可燃ゴミとして適正に処理しましょう。



▲水路に刈草等が詰まっている様子

### その農地適正に管理できていますか？

#### <遊休農地について>

近年、農業者の高齢化や相続による不在地主の増加などにより耕作放棄地や不作付地などの遊休農地が増加しています。遊休農地は農地としての機能を失うだけでなく、ごみの不法投棄や病害虫の発生など、周辺にさまざまな影響があります。

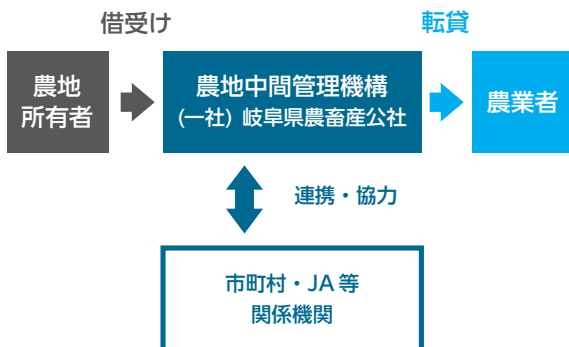
遊休農地は地域の営農にも迷惑がかかり、生活している人々の住環境などにも悪影響を及ぼします。さらに一度なってしまうと、復元に労力や費用がかかるとともに借り手を探すのも困難になります。農地の管理にお困りの場合は、農地中間管理機構へ貸し出すか、町農業委員会へ相談してください。

問合せ先 町農業委員会（農林課） ☎ 35-5373

### 農地中間管理事業を活用して貸出す農地を募集しています！

#### ◎農地中間管理事業とは

農地所有者（出し手）から、農地中間管理機構が農地を借受け、農業者へ転貸する仕組みです。岐阜県では、（一社）岐阜県農畜産公社が農地中間管理機構の指定を受けています。



#### ◎メリット

- ・所有者自ら農地を借りたい農業者を探し、交渉する手間がありません。
- ・賃料がある場合には、農地中間管理機構が農業者へ請求し、農地所有者に支払います。
- ・農地を貸し出したときに要件を満たせば、協力が交付されることがあります。

#### ◎注意点

- ・農地中間管理機構は、再生不能な遊休農地や転貸が見込めない農地を借受けできません。
- ・転貸先の決定は農地中間管理機構に一任いただきます。
- ・賃料の金額や有無は、地域の水準を基本に協議のうえ決定します。
- ・農地の貸出期間は、おおむね10年以上が基本となります。

◎申込期限 8月19日（月）

申込・問合せ先 農林課 ☎ 35-5373